

令和4年6月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議案第54号	契約の締結について	教育部
議案第55号	契約の締結について	教育部
報告第16号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部
報告第17号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	教育部

## 議案 第54号

### 契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年 6月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 箒根学園管理教室棟新築工事  |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 544,500,000円   |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市太夫塚5丁目221番地<br>生駒・万・深谷特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社生駒組<br>代表取締役 生駒 憲一 |

議案 第55号

契約の締結について

次の契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年 6月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 箒根学園管理教室棟新築電気設備工事  |
| 2 契約の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 181,390,000円   |
| 4 契約の相手方 | 那須塩原市下厚崎97番地77<br>HITEC・俊電社特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社HITEC<br>代表取締役 蓮池 智雄 |

報告 第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 6月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年 6月 8日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年10月14日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 49,016円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は98,032円とし、過失割合は市側が50パーセント、相手側が50パーセントとする。  
市は、市責任額49,016円を相手方に支払う。  
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 所有者 茨城県〇〇〇〇  
〇〇 〇〇  
運転者 那須塩原市〇〇〇〇  
〇〇 〇〇

報告 第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年 6月22日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年 6月14日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年3月16日、那須塩原市〇〇〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務の属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 83,962円
- 2 和解の内容 相手側の損害額は93,291円とし、過失割合は市側が90パーセント、相手側が10パーセントとする。  
市は、市責任額83,962円を相手方に支払う。  
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇〇〇  
〇〇 〇〇